

総合評価方式における「県産品、リサイクル製品の積極利用」の評価対象建設資材について

総合評価落札方式事務手引き (P8) の評価対象建設資材 〈1〉 ①、〈2〉 ①について

仕様書の単価表の「名称・規格など」欄において建設資材名が明記され、使用する建設資材が特定できる場合は、その資材について提案ができます。

・提案可能な例

	「名称・規格など」	数量	単位
①	法面工 張芝工 野芝 (全面張)	〇〇	m ²
②	落石防護柵設置 端末支柱 設置工 柵高2.0m 鍍金	〇〇	本
③	落石防護柵設置 ロープ・金網 設置工 柵高2.0m ロープ7本 間隔保持材 付	〇〇	m

※③ 複数の建設資材がある場合、1品目の建設資材で提案可能

・提案不可能な例

下記のようなモルタル吹付工は、セメント、砂等複数の建設資材を混合しており、1品目の建設資材を特定していない。このような工種は提案不可能です。

	「名称・規格など」	数量	単位
④	法面工 モルタル吹付工 厚8cm	〇〇	m ²

総合評価方式における評価項目 「県産品、リサイクル製品の積極利用」の評価対象建設資材

○ 前提条件

- ・仕様書に明記されている県産品を全数使用

〈1〉 県産品建設資材の使用を提案する場合

- ・次の条件を全て満たすこと

- ① 仕様書の単価表において、「名称・規格など」欄に建設資材名が明記されていること
- ② 同欄に「県産品」又は「県認定リサイクル製品」と明記されていないこと
- ③ 仕様書に計上されている1品目全数使用すること
- ④ 購入建設資材であること
- ⑤ 和歌山県けんさんぴん登録制度実施要綱に基づきけんさんぴん登録された県産品建設資材又は同要綱第2条第2項第1号もしくは第3号の条件を満たす県産品建設資材であること

〈2〉 県認定リサイクル製品（県産認定）の使用を提案する場合

- ・次の条件を全て満たすこと

- ① 仕様書の単価表において、「名称・規格など」欄に建設資材名が明記されていること
- ② 同欄に「県認定リサイクル製品」と明記されていないこと
- ③ 仕様書に計上されている1品目全数使用すること
- ④ 購入建設資材であること
- ⑤ 和歌山県リサイクル製品認定制度に基づき県産認定された県産認定リサイクル製品であること

※ ただし、上記〈1〉〈2〉において次のいずれかに該当するものは、対象外

① 諸経費に含まれる資材	工事看板など
② 転用可能な資材	仮設材、型枠など
③ 率計上（単位が%）のもの	砂散布費、雑工種（基礎碎石）など
④ 諸雑費など	

総合評価方式における評価項目

「県産品、リサイクル製品の積極利用」において、「③仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品、リサイクル製品を1品全数使用」を提案する場合に必要な証明資料は、下記のものとする。

1 けんさんぴん登録された県産品建設資材の使用を提案する場合

- ・「けんさんぴん登録通知書(県産品建設資材)」の写し 又は 「県ホームページの県産品リスト」の写し(県産品建設資材と確認できるもの)
- ・工事材料承諾願に添付する書類などで、建設資材の製品名、規格、登録事業者の名称・住所等が確認できる資料 及び 寸法等が確認できる図面等
- ・使用する建設資材(製品等)が、仕様書の図面(参考図)などと異なる場合は、同等以上の機能を有することを確認出来る資料

2 県産認定リサイクル製品の使用を提案する場合

- ・和歌山県リサイクル製品認定通知書(同条例施行規則第7条の欄が「有」) 又は 県ホームページの「和歌山県認定リサイクル製品リスト(一覧表)」、「事業者による製品紹介」の写し(県産認定リサイクル製品と確認できるもの)
- ・工事材料承諾願に添付する書類などで、建設資材の製品名、規格、認定事業者の名称・住所等が確認できる資料 及び 寸法等が確認できる図面等
- ・使用する建設資材(製品等)が、仕様書の図面(参考図)などと異なる場合は、同等以上の機能を有することを確認出来る資料

3 けんさんぴん登録されていない県産品建設資材の使用を提案する場合

○和歌山県けんさんぴん登録制度実施要綱第2条第2項第1号

「県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等で製造された建設資材又は製品」の場合

※ 主たる事務所とは、主たる業務を行う本社、本店をいう

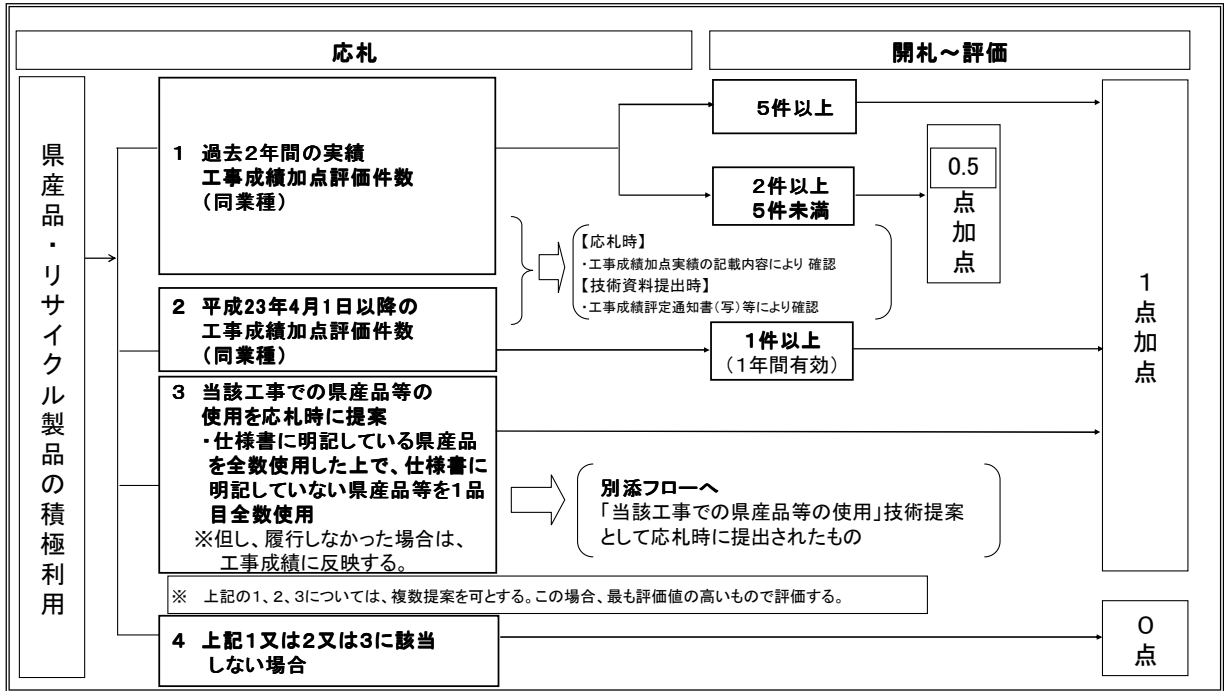
- ・工事材料承諾願に添付する書類などで、建設資材の製品名、規格、製造事業者の名称・住所、工場の名称・住所等が確認できる資料 及び 寸法等が確認できる図面等、県産品建設資材の条件を満たすことを確認できる資料
- ・使用する建設資材(製品等)が、仕様書の図面(参考図)などと異なる場合は、同等以上の機能を有することを確認出来る資料

○和歌山県けんさんぴん登録制度実施要綱第2条第2項第3号

「紀州材認証システムにより認定された「紀州材」」の場合

- ・工事材料承諾願に添付する書類などで、建設資材の製品名、規格、樹種、紀州材証明者等が確認できる資料 及び 寸法等が確認できる図面等、県産品建設資材の条件を満たすことを確認できる資料
- ・紀州材認証システム実施要綱第6条により公表された「県ホームページの紀州材証明者(登録)一覧表」の写し
- ・使用する建設資材(製品等)が、仕様書の図面(参考図)などと異なる場合は、同等以上の機能を有することを確認出来る資料

◎「県産品・リサイクル製品の積極利用」にかかる評価フロー



【別添フロー】

●対象: 3「当該工事での県産品等の使用」を応札時に提案

